

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二  
十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入  
所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を  
次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1のイの(1)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(2)中「619単位」を「625単位」  
に、「1,430単位」を「1,444単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(3)中「536単位」を  
「541単位」に、「940単位」を「950単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(4)中「730  
単位」を「737単位」に改め、同イの(5)中「613単位」を「619単位」に改め、同イの(6)中「551単位」  
を「557単位」に改め、同イの(7)中「534単位」を「539単位」に改め、同イの(8)中「516単位」を「52  
1単位」に改め、同イの(9)中「498単位」を「503単位」に改め、同イの(10)中「481単位」を「486単位」  
に改め、同イの(11)中「462単位」を「467単位」に改め、同イの(12)中「460単位」を「465単位」に改め  
、同イの(13)中「459単位」を「464単位」に改め、同イの(14)中「457単位」を「462単位」に改め、同イ  
の(15)中「455単位」を「460単位」に改め、同イの(16)中「453単位」を「458単位」に改め、同イの(17)中

「449単位」を「454単位」に改め、同への(8)中「446単位」を「451単位」に改め、同への(6)中「443単位」を「447単位」に改め、同への(20)中「440単位」を「444単位」に改め、同への(21)中「437単位」を「441単位」に改め、同への(1)中「725単位」を「732単位」に改め、同への(2)中「668単位」を「675単位」に改め、同への(3)中「641単位」を「647単位」に改め、同への(4)中「616単位」を「622単位」に改め、同への(5)中「589単位」を「595単位」に改め、同への(6)中「562単位」を「568単位」に改め、同への(7)中「882単位」を「891単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(9)中「601単位」を「607単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(3)中「601単位」を「607単位」に改め、「1,422単位」を「1,436単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(4)中「499単位」を「504単位」に改め、「1,047単位」を「1,058単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(5)中「457単位」を「462単位」に改め、「868単位」を「877単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(6)中「427単位」を「431単位」に改め、「793単位」を「801単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(7)中「398単位」を「402単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(8)中「595単位」を「601単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、「550単位」を「556単位」に改め、同への(9)中「488単位」を「493単位」に改め、同への(11)中「474単位」を「479単位」に改め、同への(12)中「459単位」を「464単位」に改め、同への(13)中「444単位」を「448単位」に改め、同への(14)中「429単位」を「433単位」に改め、同への(15)中「413単位」を「417単位」に改め、同への(11)中「882単位」を「891単位」に

「665単位」や「672単位」のほか、回りの⑳中「620単位」や「626単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉑中「620単位」や「626単位」及び「1,412単位」や「1,426単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉒中「500単位」や「505単位」及び「1,040単位」や「1,050単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉓中「460単位」や「465単位」及び「866単位」や「875単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉔中「424単位」や「428単位」及び「748単位」や「756単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉕中「401単位」や「405単位」及び「665単位」や「672単位」及び「回りの㉖中「592単位」や「598単位」のほか、回りの㉗中「547単位」や「553単位」のほか、回りの㉘中「485単位」や「490単位」のほか、回りの㉙中「471単位」や「476単位」のほか、回りの㉚中「457単位」や「462単位」のほか、回りの㉛中「442単位」や「446単位」のほか、回りの㉜中「427単位」や「431単位」のほか、回りの㉝中「412単位」や「416単位」のほか、回りの㉞中「705単位」や「712単位」のほか、回りの㉟中「696単位」や「703単位」のほか、回りの㊱中「684単位」や「691単位」のほか、回りの㊲中「671単位」や「678単位」のほか、回りの㊳中「第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）」や「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助」及び「第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）」や「第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」のほか。

別表第2の1のイの(1)中「318単位」を「321単位」に改め、同イの(2)中「146単位」を「147単位」に改め、同イの(3)中「867単位」を「875単位」に改め、同1のロの(1)中「122単位」を「123単位」に改め、同ロの(2)中「867単位」を「875単位」に改める。